

# 上郡町子ども読書活動推進計画

平成29年1月

上郡町教育委員会

# 目次

## 第1章 基本的な考え方

- 1 子どもの読書活動の意義 ..... 1
- 2 計画策定の背景 ..... 1
- 3 計画の位置づけ ..... 2

## 第2章 これまでの取組の成果と課題

- 1 家庭・地域での子どもの読書活動の推進 ..... 3
- 2 学校園所での読書活動の推進 ..... 6

## 第3章 子どもの読書活動推進のための取組

- 1 めざす姿 ..... 9
- 2 目標 ..... 9
- 3 重点的な取組 ..... 9
  - (1) 家庭での子どもの読書活動の推進 ..... 9
  - (2) 地域での子どもの読書活動の推進 .....10
  - (3) 町立図書館をはじめとする関係機関による読書活動の推進 .....10
  - (4) 幼児教育における読書活動の推進 .....11
  - (5) 義務教育における読書活動の推進 .....12
- 4 検証と評価 .....13

## 参考

- ・子どもの読書活動の推進に関する法律 .....14

## 第1章 基本的な考え方

### 1 子どもの読書活動の意義

読書によって得られる、さまざまな発見や新しい世界との出会いは、子どもに豊かな感性を育みます。それはすなわち、新しい価値を獲得し、異なる文化や他者への理解を深め、自分の考えを確かめ、広げることを可能にします。

また、読書活動は、豊かな知性の源となります。言葉を学び、表現力・想像力（創造力）を高めることをとおして、子どもは学ぶ楽しさや知る喜びを体得します。そして、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われるのです。

このように、豊かな感性と知性を磨く読書活動は、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであると考えられます。

### 2 計画策定の背景

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が成立しました。推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本的理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

推進法を受けて政府は、平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（「第一次基本計画」）を定め、平成20年3月には、第二次基本計画を策定しました。また、国会決議により平成22年を「国民読書年」とすることが定められました。続いて第三次計画は平成25年に策定され、子どもの不読率を10年間で半減することが目標に掲げられました。

兵庫県においても、子どもの読書活動が推進されており、現在は、平成27年3月に策定された「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第3次）」のもと、家庭・学校・地域において、様々な取組が行われています。

また、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月改正）に基づき、公立図書館では、児童・青少年の保護者等を対象として講座・展覧会や、乳児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援に努めており、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応も求められています。

さらに、現行の学習指導要領においては、生きる力を育むことを目指し、各

教科等教育活動全体を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動の充実を定めています。幼稚園教育要領並びに保育所保育指針においても、幼児が言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養うため、絵本や物語等に親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わうことを求めています。

そして、これら各取組の背景となる社会情勢は、今まさに激動しており、情報化の波も容赦なく押し寄せています。「本を読む」という行為をとっても、電子書籍が次々に出版され、それらを活用するための電子端末も急速に普及するなど、その形態は多様化しているのが現状です。

### 3 計画の位置づけ

上郡町ではこれまで、国・県の基本計画に基づいて、子どもの読書活動を推進してきました。ボランティアによる小学校での読み聞かせ活動や著名な作家等を招いての読書シンポジウム並びに講演会等に代表される早期からの取組は、子どもの読書環境の醸成に大きな役割を果たしてきました。

この度、平成27年4月に「町民図書室」が「町立図書館」に改変されたことを機会に、今までの取組を振り返って価値づけをするとともに、さらなる子どもの読書活動推進のため、各領域での目標を明らかにし、平成29年度から平成33年度までの5年間の推進計画を策定するものです。

計画の対象は、乳幼児から中学生を中心に、おおむね18歳以下の者とし、また、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、各教育施設等に対して、数値目標の達成について特段の施策実施を義務付けるものではありません。

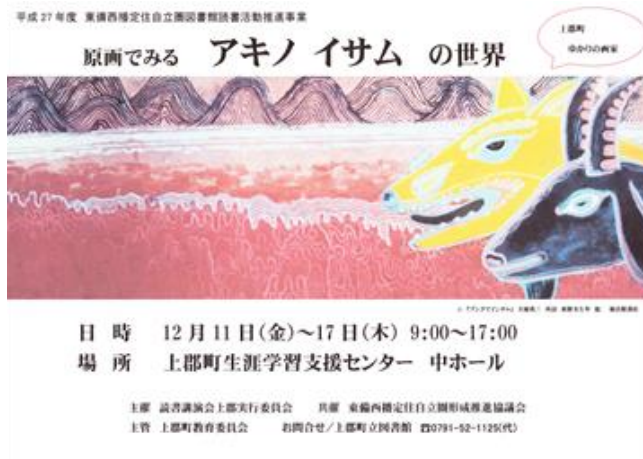


## 第2章 これまでの取組の成果と課題

### 1 家庭・地域での子どもの読書活動の推進

特筆すべきは、町立図書館のボランティアで構成される「おはなしの会」の取組です。町内小学校を中心に定期的に読み聞かせを実施し、文部科学大臣表彰も受賞しました。

また町民向けの読書活動の啓発として、読書シンポジウム並びに講演会が開催され、毎年好評です。子どもの読書活動への関心も、「町民図書室」が「町立図書館」に改変された平成27年4月を契機に、ますます向上しています。



#### (1) 町立図書館からの情報発信

町立図書館では、「図書館だより」の発行とホームページでの情報公開を毎月行い、また、学校向け・来館者向けに良書等の図書リストを作成・配布しています。特に「教科書の本リスト」には、小学校国語教科書に関連する書籍の紹介と町立図書館での蔵書有無が記載されており、並行読書に取り組む学校の資料として重宝されています。

中学生・高校生の読書率の低下が課題であるため、その層への情報発信に工夫が求められるところです。

あたらしく買った本

分類	書名	著者名	出版社
絵本	E とんでもない	鈴木のりたけ	アリス館
	さまなら ママがおぼけになっちゃった!	のぶみ	講談社
	いもさいばん	きむら ゆういち	"
	いもうと かいぎ	石黒亜矢子	ドリケン出版
	べんぎんたいそう	齋藤 椋	福音館書店
	314 高校生のための選挙入門	斎藤一久	三省堂
金融	338 お父さんが教える 13歳からの金融入門	D・ヒアキ	日本経済新聞出版社
家政	590 地球のくらしの絵本⑤ 自然エネルギーをいかす技	四井真治	農文協
料理	596 10歳からのお料理教室 季節のイベントレシピ	大瀬由生子	日東書院本社
文学	913 仮名手本 忠臣蔵	金原理人 翻訳	偕成社
	竹取物語	石井睦美 編訳	"
	930 ディズニーアニメ小説版 106 トイ・ストーリー 謎の恐竜ワールド	橋高弓枝	"
	" 107 アーロと少年	S・フランス	"
	グレッグのダメ日記 ⑧・⑨・⑩	J・キー	ポプラ社

教科書の本(5年生)						
教科名	書名	著作者	出版社	出典	蔵書	その他
ふるさと		室生犀星	新潮社	日本国語教育研究会蔵書	○	
	あめ玉	新美南吉	大日本図書	兵庫県立図書館蔵書	○	
	ごんぎつね	新美南吉	あすなろ書房		○	
	牛をつないだ樺の木	新美南吉	角川春樹事務所		○*	
なまえつけてよ		蜂飼耳			書下ろし	—
	のちのちひつとせかせかひつじ	蜂飼耳	理論社		○	
	うきわねこ	蜂飼耳	プロレス新社			
	12月の夏休み	川端裕人	偕成社			
	小学五年生	重松 清	文芸春秋		○	
	ホームランを打ったことのない君に	長谷川集平	理論社		○	
	霧のむこうのふしぎな町	柏葉幸子	講談社		○	
見立てる		野口廣			書下ろし	—
生き物は円柱形		本川達雄			書下ろし	—
	絵とき ソウの時間とネズミの時間	本川達雄	福音館書店		○	
	熱帯雨林のコレクション	横塚真己人	フレーベル館			
	都会にすみついたらセミたち	武田晋一	偕成社			
	ツキノワグマ	宮崎 学	偕成社		○	
	ゴミにすむ魚たち	大塚幸彦	講談社			
	千年の釘にいとむ	内藤誠吾			書下ろし	—

## (2) 読書に親しむ機会の充実

「ブックスタート」は4カ月・10カ月健診を受診した親子を対象に、平成21年からはパンフレット配布、平成27年からは図書館司書訪問による講話と合わせて実施しています。

読み聞かせボランティアによる「おはなし会」は、町立図書館・小学校・学童クラブ・子育て学習センター・保健センター「ぱくぱく教室」「赤ちゃんサロン」などで定期的実施してきました。特に小学校では、国語科に古典が取り入れられたことにより、「おはなし会」で1・2年生を対象に、昔話を8冊ずつ提供するプログラムを導入しました。子どもが遊びの中で、「おはなし会ごっこ」を展開しているような事例もあり、絵本の世界に浸る喜びが実感できていると考えられます。

一方で、家庭での読書の機会充実のため、幼児の保護者等が読書活動の大切さや読み聞かせの手法を直接学ぶ機会の創出が必要です。また、学齢期の子どもが、家庭で自発的に本を手にとるような環境づくりや、親子読書等の啓蒙が望まれます。



**おはなし会にあたって3つの余裕がい**

**子どもの自然な様子を！**  
おはなしが始まると、子ども達はいろいろな反応を見せてくれます。笑いやつぶやき声、またそっぽを向いたり、他のことを考えている子もいます。必ず子どもをその子のおはなしにおはなし向きさせていきます。伊香園も、他の人の進捗にない振り、見守ってください。

**高い声・お礼の言葉はいりません！**  
おはなしが終わっても、しばらくはおはなしの世界の余韻に浸っています。ボランティアへのお褒めをいただくことにより、その余韻が湧いてきます。余韻を大切にしたいと思えますので、ボランティアへのお褒めはいりません。

**「おもしろかった」と聞かないで！**  
子どもの心の中には、言葉にできない感情があります。「おもしろかった？」と聞くことによっては、その思いが「おもしろい」「おもしろくない」の二つの言葉だけになってしまいます。子ども達から出てくる感想は、大切に耳を傾けてあげてください。

『新しい朝のランゴロ』

**おはなし会で読む予定の絵本**

学校からの依頼を受けて、町内全ての1・2年生で書籍絵本を読む予定です。できれば、先立方が読まれるときは、趣けていただけるとうれしいです。

**1年生**

書名	著者名	画家	出版社
おおきなおとこ	宮田 和	福田 和	福音館書店
おはなしのくに	宮田 和	福田 和	福音館書店
おはなしのくに	宮田 和	福田 和	福音館書店
おはなしのくに	宮田 和	福田 和	福音館書店
おはなしのくに	宮田 和	福田 和	福音館書店
おはなしのくに	宮田 和	福田 和	福音館書店
おはなしのくに	宮田 和	福田 和	福音館書店
おはなしのくに	宮田 和	福田 和	福音館書店
おはなしのくに	宮田 和	福田 和	福音館書店
おはなしのくに	宮田 和	福田 和	福音館書店

**2年生**

書名	著者名	画家	出版社
いっしょにぼんぼり	石井 秋子	秋野 明	福音館書店
うさぎのぼんぼり	小澤 俊夫	藤田 俊夫	福音館書店
うさぎのぼんぼり	小澤 俊夫	藤田 俊夫	福音館書店
うさぎのぼんぼり	小澤 俊夫	藤田 俊夫	福音館書店
うさぎのぼんぼり	小澤 俊夫	藤田 俊夫	福音館書店
うさぎのぼんぼり	小澤 俊夫	藤田 俊夫	福音館書店
うさぎのぼんぼり	小澤 俊夫	藤田 俊夫	福音館書店
うさぎのぼんぼり	小澤 俊夫	藤田 俊夫	福音館書店
うさぎのぼんぼり	小澤 俊夫	藤田 俊夫	福音館書店
うさぎのぼんぼり	小澤 俊夫	藤田 俊夫	福音館書店

## (3) 読書活動を促進する担い手の充実

町立図書館において、「おはなし会」開始（昭和58年）、「おはなし会」にボランティア制度導入（平成6年）、学校での「おはなし会」開始（平成13年）、町民向け読み聞かせ講座開始（平成14年）、月1回のボランティア自主研修開始（平成17年）と、子どもの読書環境を創造する担い手づくりを進めてきました。現在、読み聞かせボランティアは26人おり、各教育施設等で読書に親しむ機会の提供を行っています。

課題はボランティアの高齢化であり、PTA世代を巻き込むなど、担い手の充実が望まれます。また、「聞いて楽しむ」読書から「自分で読んで楽しむ」読書にスムーズに移行する具体的手立ての研修が求められています。

#### (4) 町立図書館による子ども向け読書活動の展開

町立図書館では、前述した「ブックスタート」「おはなし会」の他に、おたのしみ会・人形劇等を開催しています。中学生トライやるウィークや高校生インターンシップを受け入れた際には、読み聞かせの体験も実施しています。

最近では、学校図書館の書架整理及び図書装備の指導等も適宜行い、特に小学校における読書環境の充実に寄与するとともに、読書感想文課題図書の複本設置もしています。

また、子ども読書の日・読書週間に係る行事として、「おもしろかったよ！こんな本」「30年以上読み継がれている本」などをテーマに、絵本・児童書の紹介等、掲示物の工夫をしています。

このように種々の活動が充実するにつれ、「自分の読書につながる」「自発的に本を手にとる」「忘れられない本をもつ」など、発展的な読書活動への支援がますます望まれるところです。



おたのしみ会で魚釣り

#### (5) 町立図書館の利用状況

平成28年3月現在で、町立図書館の蔵書冊数は46,317冊（内児童書14,822冊）、登録者数1,424人（内小中学生519人、高校生47人）であり、中高生の登録者数を増やすことが課題です。また、7地区公民館中6館に図書室があり、それぞれ2,500～3,500冊の蔵書の内、半数が児童書です。特に校区再編後、小学校がない旧校区においては、地区公民館が知の拠点となるため、児童書の充実が求められています。

町立図書館では団体貸し出し（1回50冊 1ヶ月）も行っており、平成27年度には、各小学校・学童クラブ等から約90件の利用がありました。また、HALネット（ひょうご図書館情報ネットワーク）も利用可能です。

一方、播磨圏域8市8町図書館相互利用サービスが整備されつつありますが、上郡町のみ貸出システムが未整備であり課題となっています。蔵書が早期にデータベース化されることが望まれています。また、施設が狭く、蔵書の開架・閲覧スペースが不十分であるため、改善が必要です。

## 2 学校園所での読書活動の推進

平成 27 年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙によると、「読書が好きである・どちらかというが好きである」と回答した小中学生は約 7 割でした。また、一日あたり 30 分以上読書をする子どもの割合は小学生 42.5%・中学生 32.2%と、全国平均を上回っています。ところが、週に 1～3 回程度学校図書館または公立図書館に行くと答えた子どもの割合は、全国平均を下回りました。

同じ質問紙で、TV やゲーム・携帯電話・スマートフォンなど電子機器の使用時間は増加傾向であり、読書離れとの相関が課題となっています。

### (1) 一斉読書等の実施

就園前施設である子育て学習センターにおいては、定期開催の年齢別のつどいやサロン等で絵本の読み聞かせを行い、訪れる親子を絵本の世界に誘っています。また、「絵本ふれあいグループ」による自主活動や「みんなのつどい」において、保護者向けの絵本講座を開催しています。これらの活動の中での課題は、親子で参加している読み聞かせにおいて、絵本の世界に入り込める落ち着いた環境づくりへの保護者の理解と協力が得られるようにすることです。

幼稚園・保育所においては、絵本の豊かな世界を共有するため、年齢相応の一斉読み聞かせや、マンツーマンでふれあいながらの読み聞かせを展開しています。また、保護者に購入を依頼した月刊絵本等も活用し、園所でも家庭でも繰り返し読むことを実践したところ、ストーリーを覚えてしまうほど絵本の世界に浸ることができる子どもも増えてきました。今後は、さらなる読み聞かせの機会充実のため、保育士・教職員の資質向上が必要です。

小中学校においては、学習タイムを活用した「10 分間読書」に取り組んでいますが、選書に課題がみられます。また、児童会や生徒会がリードし、委員会活動としてコンクール開催等、読書活動の啓発を行っていますが、小学校高学年から中学校にかけて、読書への苦手意識をもつ子どもが増加する傾向があります。





## (2) 授業等での学校図書館の活用

小中学校の授業においては、適宜、課題解決学習等で学校図書館を利用していますが、活発とは言えない状況です。その要因として、学校図書館の環境整備が十分でないことがあげられます。

そのなかで、平成27年度より読書活動推進事業として研究推進校指定を受けている山野里小学校において、児童・教職員・PTA・学校支援ボランティア・町立図書館職員が総動員で、学校図書館の大規模リニューアルに取り組みました。書架の配列から児童の動線・掲示物に至るまで、全てを整理し直したところ、始業前・給食後など隙間の時間を図書館で過ごす児童が増え、利用率が画期的に向上しました。教職員も、学校図書館の書籍や資料を活用した授業展開を行うようになり、特に国語科における並行読書は全学年で取り組んでいます。また、PTAの支援を受け、ブックポケットの活用も始まりました。

今後は、これらの取組を系統的な計画に位置づけて、活動を維持・改善するとともに、他の学校図書館を整備すること、また、授業等において学校図書館が主体的な学習活動を支援する拠点となる方法について実践的な研究を進める必要があります。



## (3) 学校図書館の充実

現在町内4つの小中学校において、学校図書館図書標準(公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準)を達成している学校は2校であり、蔵書のデータベース化ができていない学校はありません。

また、学校図書館担当職員は未設置です。前述のように学校図書館のリニューアルを契機に児童の利用が活発になった場合には、児童へのレファレンスサービスや教職員への教材準備協力など、日常的に学校図書館の運営や活用についての支援を行う学校司書等を設置する必要性が高まっています。

## (4) 町立図書館との連携

学校園所と町立図書館の連携は進んできました。図書館資料の学校団体貸出

への対応はもちろんのこと、各校園所に図書館司書等が出向いての読書講座も適宜、実践されています。また、上郡町教育研修所の図書担当者会と町立図書館ボランティアで構成する実行委員会では、読書講演会の企画・運営や校園所の読書活動の充実に係る協議を行っています。

ところが、町立図書館が発出した良書リストが、学校で効果的に活用されにくいという現状等もあるため、定期的な連絡会をもつなど、校園所と町立図書館の更なる連携のあり方を模索することが望まれています。



#### (5) 地域ボランティアとの連携

上郡町には校園所を支援する地域ボランティアの活動調整を「かみごおり学校サポートネット（学校支援地域本部事業）」が行っています。今までも、学校図書館の書架整理や図書の修繕等の支援を要請した学校に対し、地域人材を派遣してきました。今後は、学校図書館における配架や貸出・返却業務等、「図書館に誰かがいて、いつも子どもを待っていてくれる」という日常を創出できる支援へのニーズが高まることが予想されます。

また、読み聞かせ活動については、町立図書館所属のボランティアが学校や学童クラブを訪問するだけでなく、園所と個別のつながりにより、「この本だいたすきの会」などのボランティアグループが、定期的に読み聞かせを行っています。



## 第3章 子どもの読書活動推進のための取組

### 1 めざす姿

自ら本を手にし、読書を通じて、学ぶ楽しさや知る喜びを感じ、豊かな感性と想像力（創造力）を高め、自己の夢をひらく力にできる子ども

### 2 目標

- 子どもが本に出会い、ふれる機会の充実
- 読書活動を定着させる環境（人・もの・こと）づくり

### 3 重点的な取組

#### (1) 家庭での子どもの読書活動の推進

家庭において、子どもが絵本に親しむためには、身近な保護者が積極的にその機会をつくる必要があるため、子育て支援拠点（子育て学習センターやまちの子育てひろばなど）では、親子で参加する講座・イベントでの読み聞かせの回数を増やし、親子に絵本の楽しさを伝える機会の充実を図ります。

また、家庭における読み聞かせのきっかけをつくるため、絵本にふれることができる場所や本を通じた親子のふれあい・スキンシップの方法を学ぶ機会を提供するなど、保護者支援の充実を図り、親子の読書体験を推進します。

#### 【具体的な取組】

- 年齢別の講座（つどいやサロン）での読み聞かせ
- 絵本講座（年1回）とおはなし会（毎月）の開催
- “えほんのへや”の開放
- 講座受講者への絵本の貸出
- 自主グループ活動や講座での保護者支援



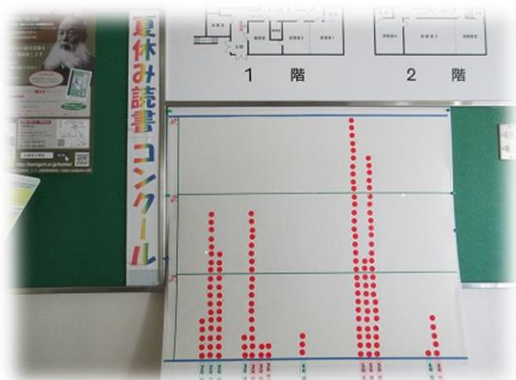
## (2) 地域での子どもの読書活動の推進

書店が少ない本町における社会教育施設（地区公民館・学童クラブ等）の図書室並びに図書コーナーは、子どもが自然に本と出会う場所であるため、自主的に読書に親しむ場となるよう工夫をこらすとともに、楽しく読書ができる環境づくりを進めます。

また、赤穂郡連合PTA等と連携し、保護者が読書活動の意義や家庭の役割について理解できるよう啓発するとともに、児童の健全育成に係る事業と協力し、それぞれの事業効果が高まるよう努めます。

### 【具体的な取組】

- 地区公民館図書室の児童書の充実
- 地区公民館図書室の蔵書整理・手に取り易い書架配置の工夫・利用促進
- 地区公民館図書室と町立図書館・学校図書館との連携
- 読書講演会等へのPTA世代の参加促進
- 社会教育施設における読み聞かせ等の機会充実



## (3) 町立図書館をはじめとする関係機関による読書活動の推進

図書館は、まさに読書の拠点であり中心となるべき場所であるため、子どもが来館・利用するにあたっての資料の充実はもちろんのこと、来館者に対しても行事などを通して図書館の周知や情報発信をしていきます。

また、子どもの読書に関しては、もうひとつの拠点である町内の学校園所等の教育施設をサポートすることも町立図書館の役割であると考え、様々な場で連携・協力を努めます。

### 【具体的な取組】

- 資料の充実並びに蔵書のデータベース化
- 町立図書館利用率の向上（特に中高生の利用促進）
- 子ども読書週間行事や「おはなし会」を通じた読書活動の周知・推進
- 学校図書館充実の支援

- 他機関への読み聞かせボランティアの派遣
- 読書の足掛かりとしての「おはなし会」の充実
- 読み聞かせボランティアの担い手の充実と資質向上のための研修会の実施



#### (4) 幼児教育における読書活動の推進

絵本の読み聞かせは、想像力や豊かな心の育成だけでなく、愛され感覚や自尊感情を高めることにもつながり、乳幼児の心の育ちに不可欠なものです。よって、子どもが早い時期から本に出会う保育所・幼稚園では、身近に本とふれあう環境を整備するとともに、読み聞かせの機会の充実を図り、たくさんの絵本と出会えるように努めます。

さらに、家庭での読書を進めるために、保護者に対して講演会等の案内や情報提供を行うとともに、読み聞かせの重要性について理解を深めるよう積極的に働きかけます。

##### 【具体的な取組】

- 絵本の読み聞かせや絵本にふれる機会の充実
- 保護者への啓発
- 保育士・教職員の資質向上
- 図書スペースの確保と図書の充実
- ボランティアとの連携



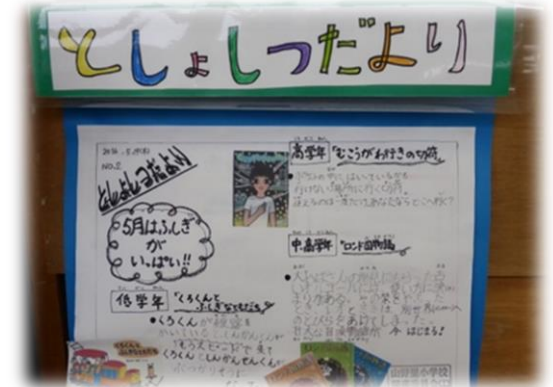
## (5) 義務教育における読書活動の推進

小中学校では、読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが求められているため、現在の読書活動及び読書指導を整理しなおし、より計画的・系統的な読書指導体系の構築を図ります。そして、学校における読書活動の充実はもちろん、家庭での読書活動や地域・町立図書館と連携した読書指導・読書活動も計画に位置付け、自ら本を手にする豊かな読書習慣をもつ児童生徒を育成します。

また、学校図書館整理をはじめとした読書環境の整備・充実のため、全校組織で取り組む作業や専門家を招聘した研修等を設定することで共通認識を図り、読書活動のさらなる活性化をめざします。

### 【具体的な取組】

- 全校一斉朝読書並びに自由読書の質の向上と選書幅の拡大
- 授業や朝読書の時間以外にも読書に親しむ習慣づくり
- 学校図書館と授業を連結させた読書活動年間計画の作成
- 学級懇談会やPTA活動をとおした「家読（うちどく）・親子読書」の推進
- 町立図書館や地域ボランティア、関係機関等と連携した読書活動の活性化
- 本の紹介や図書活用などの方法を会得するための教職員研修の実施
- 児童生徒も教職員も活用できる学校図書館づくりのための環境整備
- 学校図書館担当職員の設置



#### 4 検証と評価

基本方針の取組状況を把握するため、重点的な取組を中心に検証を行い、目標年度である平成33年度へ向けての進捗状況など確認を行うこととします。

ここに掲げる指標は数値目標としますが、読書活動においては数値で表しにくい効果も多いため、具体的な取組については適宜アンケートを実施するなど、環境（人・もの・こと）の整備に反映するための意見集約に努めます。

##### (1) 家庭での子どもの読書活動の推進

すこやか子育て教室受講者のうち絵本貸出利用者の割合	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
	22%	35%

##### (2) 地域での子どもの読書活動の推進

子どもの地区公民館図書室利用者数	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
	288人	300人

##### (3) 町立図書館をはじめとする関係機関による読書活動の推進

図書館登録者の人口に占める割合	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
	9.3%（1,424人）	15%

##### (4) 幼児教育における読書活動の推進

1カ月に子どもが読み聞かせで出会う絵本の数（月平均）	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
	30冊	50冊

##### (5) 義務教育における読書活動の推進

1日30分以上読書をする児童生徒の割合		現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
	小学校	42.5%	50.0%
	中学校	32.2%	40.0%



## 参考

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報



告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。